

2022年10月1日以降始期用

りそなの住宅ローン専用火災保険

住まい

パンフレット兼重要事項説明書

たくさんのあんしんをお届けしたい
あんしんフルカバー



東京海上日動

東京海上日動 **Total assist** 住まいの保険

本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。



金融機関団体割引を適用!

りそな銀行・埼玉りそな銀行の住宅ローンをご利用の方を保険契約者の団体とする制度により、同じ補償内容の保険に個別に加入した場合と比較して割安です。
※地震保険制度には適用されません。

ローン完済まで自動的にご契約を継続できて安心!

保険期間を5年でご契約される場合、ご契約はローン完済予定年月をもとに設定した自動継続終了年月日を限度に自動継続いたします。そのため、契約更新手続が不要です。

再取得価額*を基準にお支払い!

保険金は再取得価額を基準にお支払いますので建物・家財の再建や再購入が可能となります(高額貴金属等は損害時の市場流通価額が基準)。
* 同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/live/covenant)にてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。



「取扱代理店」



りそな銀行 埼玉りそな銀行

商品内容

I. 契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における注意事項

III. 契約締結後における注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

V. その他ご留意いただきたいこと

住まいの保険

保険の対象



居住用の建物*1



マンション戸室*2



家財*3



「あんしんフルカバー」はさまざまなリスクに対する補償をご用意しています。

(詳しくは STEP1 → STEP2 → STEP3 の順にご覧ください。)

- 家財：次のいずれかに該当するものをいいます。
①建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産
②敷地内に所在する動産である宅配ボックス
- 水漏れ：給排水設備に生じた事故による水漏れ、または他の戸室で生じた事故による水漏れをいいます。
●ご家族：被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者の同居の親族および同居の未婚の子(被保険者とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。
●配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま)。*婚姻とは異なりま。
①婚姻意思*を有すること ②同居の共同生活を送っていること
*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。

- *1 門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物も保険の対象に含みます。
*2 バルコニー等の専用使用権付共通部分を含みます。
*3 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高価貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
*4 家財を収容する建物と同時に引受ける場合のみ保険の対象とすることができます。

STEP 1

建物の補償

(損害保険金)



まずは、「建物」の補償をご確認ください。

火災リスク	風災リスク	水災リスク	盗難・水濡れ
① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発	④ 風災、雪災、雪災*5 *5「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。	⑤ 水災 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合	⑥ 車両等または建物の外部からの物体の衝突 ⑦ 水濡れ
免責金額(自己負担額) 0円			

等リスク	破損等リスク	電氣的・機械的 事故リスク
⑧ 労働争議等に伴う破壊行為 ⑨ 盗難	⑩ その他偶然な破損事故等	⑪ 建物に付属した機械設備の電氣的または機械的故障 ※詳しくはP3~P4をご確認ください。
免責金額(自己負担額) 5万円		

特約

個人賠償責任補償特約

補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族等)が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまったとき、または日本国内で受託した財物(受託品)*6を日本国外で壊したり盗まれてしまったとき、法律上の損害賠償責任を補償します。

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

支払限度額(1事故あたり)：国内/1億円 国外/1億円

- *6 携帯電話、ノートパソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。
*7 未成年者または責任無能力者に関する事故に限りま。

類焼損害補償特約

お住まいから発生した火災・破損または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします。(法律上の損害賠償責任の有無は問いません。) 支払限度額(1事故あたり)：1億円

臨時費用補償特約(オプション)

①~⑪の事故によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。
※家財の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。

費用の補償

修理と密接に関わる費用を損害保険金に含めてお支払いします。

●修理費(●の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(A・B・Dの費用)も損害保険金としてまとめてお支払いします。

台風が発生した場合の修理プロセス(例)

事故発生	被害の範囲を確認	ブルーシートで応急処置を実施	本修理を実施	スクラップを搬出・廃棄	合計
	A 損害範囲確定費用	B 仮修理費用	C 修理費	D 残存物取片づけ費用	
出費(例)	25,000円	55,000円	360,000円	60,000円	500,000円

事故が起きると修理費(●の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(A・B・Dの費用)が発生します。トータルアシスト住まいの保険では、修理費と修理と密接に関わる費用を損害保険金としてまとめてお支払いすることで、手厚い保険金のお支払いを実現します。またお支払い時の複雑な計算を不要とし、迅速なお支払いにもつなげています。

修理費以外にも、こんなに費用がかかるのか!

費用の補償(費用保険金)はすべての補償プランに自動セット!

① 失火見舞費用保険金

保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円、ただし、支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。

(例)自宅で火事が起きた際、隣の家の外壁に損害を与えてしまった。賠償責任は負わないものの、お見舞い費用を支払うケース

- ② 修理付帯費用保険金
③ 損害拡大防止費用保険金
④ 請求権の保全・行使手続費用保険金

⑤ 水道管凍結修理費用保険金

⑥ 地震火災費用保険金

⑦ 水災初期費用保険金

※水災リスクの補償が付帯されている場合に限りま。

左記⑤~⑦の費用を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超えた場合でも*1、「支払限度額(保険金額)×2倍」*2まで補償します!

- *1 損害保険金から左記⑤~⑦の費用を除いた金額は、支払限度額(保険金額)が限度となります。
*2 左記の⑤~⑦の費用保険金も含めて「支払限度額(保険金額)×2倍」が限度となります。
※詳しくはP15~16をご確認ください。

STEP 2

家財の補償

(損害保険金)



次に大切な「家財」の補償もご検討ください。建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。

火災リスク	風災リスク	水災リスク	盗難・水濡れ	等リスク	破損等リスク	電氣的・機械的 事故リスク
① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発	④ 風災、雪災、雪災*5 *5「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。	⑤ 水災 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合	⑥ 車両等または建物の外部からの物体の衝突 ⑦ 水濡れ	⑧ 労働争議等に伴う破壊行為 ⑨ 盗難	⑩ その他偶然な破損事故等 ※支払限度額50万円	⑪ 建物に付属した機械設備の電氣的または機械的故障 ※詳しくはP3~P4をご確認ください。
免責金額(自己負担額) 0円						
損害保険金に加え上記の費用保険金もお支払いします。						

*8 家財の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。

STEP 3

(地震)
(噴火)
(津波)

【お支払い例】

さらに、地震保険のご契約をご検討ください。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。

地震による倒壊	地震による火災	津波による流失
① 地震による倒壊	② 地震による火災	③ 津波による流失

※5年自動継続方式の場合の保険料のお支払方法は5年毎の自動継続(口座振替)となります。口座振替は、りそな銀行/埼玉りそな銀行の口座からの引落としとなります。

損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)
大半損	地震保険金額の60%(時価の60%が限度)
小半損	地震保険金額の30%(時価の30%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

東京海上日動 住まいの保険
「あんしんフルカバー」の

5つの特長

① 機械設備等の故障も補償

「あんしんフルカバー」なら、IHクッキングヒーター(ビルトイン)、床暖房(ビルトイン)、太陽光パネル等の故障も補償します! 詳細はP3-P4をご参照ください。

② 復旧に必要な修理費をお支払い

「あんしんフルカバー」では、お住まいや家財の損害だけでなく、「復旧に必要な修理費」をお支払いします!

「復旧に必要な修理費」とは...

損害部分を修理し復旧するために、直接損害を受けていない部分にも費用を要する場合があります。そのような費用も損害保険金としてお支払いします。

③ 様々な費用を補償する費用保険金

損害部分の修理に伴い、損害の原因の調査費用など、様々な費用がかかります。「あんしんフルカバー」では、それらを「費用保険金としてお支払い」します。

④ 近隣の方へのお見舞費用をお支払い

火災等により近隣の方に被害を与えてしまった場合、「あんしんフルカバー」なら「失火見舞費用保険金」を契約者にお支払いします。近隣の方へお見舞いに行く際の費用等に活用いただけます。

⑤ 高価貴金属等を自動補償

家財を保険の対象とした場合、高価貴金属等が1事故あたり合計100万円まで、明記なくとも自動的に補償されます。



IHクッキングヒーターが壊れてしまった!

この特約を付帯すると 機械設備等の故障も補償^{*1}

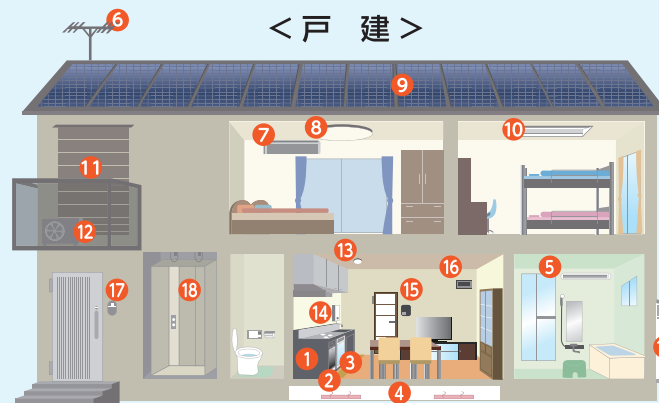
^{*1} 建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約を付帯した場合に補償されます。

例えば、次のような事故が起きた場合、保険金をお支払いできる可能性があります。



建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約を付帯すると、
建物に付属した機械設備に電氣的または機械的事故が生じ、
故障した場合の修理費用を補償します。^{*2}

^{*2} 故障の原因が自然の消耗または劣化である場合等、故障が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。



- <戸建>**
- 1 IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)
 - 2 オープンレンジ(ビルトインタイプ)
 - 3 食器洗浄器(ビルトインタイプ)
 - 4 床暖房システム(ビルトインタイプ)
 - 5 浴室乾燥機
 - 6 アンテナ設備
 - 7 エアコン
 - 8 照明設備
 - 9 太陽光発電機
 - 10 空調設備(ビルトインタイプ)
 - 11 電動シャッター
 - 12 エアコン室外機
 - 13 火災報知設備
 - 14 給湯器
 - 15 盗難防止装置警報装置等
 - 16 分電盤
 - 17 インターフォン
 - 18 ホームエレベーター



- <マンション>**
- 1 IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)
 - 2 オープンレンジ(ビルトインタイプ)
 - 3 食器洗浄器(ビルトインタイプ)
 - 4 床暖房システム(ビルトインタイプ)
 - 5 浴室乾燥機
 - 6 エアコン
 - 7 照明設備
 - 8 空調設備(ビルトインタイプ)
 - 9 電動シャッター
 - 10 火災報知設備
 - 11 給湯器
 - 12 盗難防止装置警報装置等
 - 13 分電盤
 - 14 インターフォン
 - 15 24時間換気システム
 - 16 人感センサー
 - 17 温水洗浄便座(ビルトインタイプ)

想定事故例

建物付属機械設備	事故の概要	支払保険金
太陽光発電機	パワーコンディショナ(*5)内部の回線がショートし、電力を交換することができず、結果として発電ができなくなった。 (*5)太陽電池で発電した直流電力を交流電力に変換する装置	2,338千円
太陽熱利用給湯システム	熱交換が十分に行われない状況になった。原因調査の結果、蓄熱槽内の熱交換器U字管に亀裂が発生していたことが判明した。	1,936千円
電動シャッター	シャッターが下部20cm程度開放したまま完全に閉まらなくなった。 巻取りシャフトが破損していた為、修理を必要とした。	1,030千円
床暖房システム	電気式床暖房システムで床が暖まらなくなってしまった。原因調査の結果、電熱線の回線がショートしていたことが判明した。	425千円
電気温水器	マンションのベランダに設置した電気温水器が故障し、修理を必要とした。	215千円

お支払いする
保険金は

損害額(修理費) — 免責金額(自己負担額)^(※6)です。

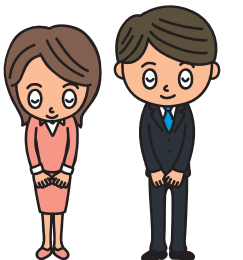
(支払限度額(保険金額)を上限とします。)

(※6)免責金額(自己負担額)は、5万円です。

保険金をお支払いできない主な損害

- 保険の対象のメーカーや販売店等が被保険者(補償を受けられる方)に対し法律上または契約上の責任^(※7)を負うべき損害
- 自然の消耗または劣化^(※8)によって生じた損害
- ねずみ食いまたは虫食い等によって生じた損害
- 保険の対象に対する加工^(※9)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 不当な修理や改造によって生じた事故によって生じた損害
- 消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等)および付属部品の交換によって生じた損害 等

(※7)メーカー保証や販売店等の延長保証がある場合、その保証制度に基づくメーカーや販売店等の責任を含みます。
(※8)保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
(※9)加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。



本特約で補償される期間のイメージ

	保険始期	保険満期
設備A	メーカー保証	
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証
設備C	メーカー保証	交換 メーカー保証
設備D	追加	メーカー保証

メーカーや販売店等の保証制度で補償される期間
本特約で補償される期間

メーカー保証や販売店等の延長保証により補償される損害は、本特約の補償対象外となります。

【保険の対象にならない主なもの】

- 家庭用電化製品(家財に該当するもの)^(※3)、洗濯機、冷蔵庫
- 可搬式、移動式の機器^(※4)
- 電球類
- 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類 等

(※3)持ち家の場合、エアコンや照明設備等の建物に付属している電化製品は、家財ではなく建物として取扱いますので、本特約の対象となります。
(※4)持ち運びができるもの、建物に固着、定着していないものをいいます。

ご注意

住まいの保険

保険の対象



家財

* 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。

家財補償特約

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません！
大切な「家財」の補償もご検討ください。

「家財」の値段は予想以上に高額です！

子供部屋

- ・学習用具(机、本棚等2人分)・・・13万円
- ・寝具(2人分)・・・11万円
- ・衣類(2人分)・・・72万円
- ・おもちゃ一式・・・25万円
- ・ファンヒーター・空気清浄機等・・・17万円
- ・その他・・・30万円

計168万円

和室

- ・和洋ダンス(各1)整理ダンス(x2)・・・31万円
- ・婦人和服・・・102万円
- ・紳士婦人コート、スーツ、他衣類・・・372万円
- ・寝具(客用含む)・・・11万円
- ・本棚・書籍・・・17万円
- ・化粧台・化粧品一式・・・6万円
- ・その他・・・120万円

計659万円

居間

- ・応接セット、サイドボード等・・・48万円
- ・テレビ・DVDレコーダー等・・・25万円
- ・ファンヒーター・空気清浄機等・・・25万円
- ・パソコン・プリンタ等・・・46万円
- ・その他・・・29万円

計173万円

台所、浴室

- ・食器戸棚(x2)・・・20万円
- ・冷蔵庫・オープン・・・20万円
- ・食器類・調理器具・・・46万円
- ・食堂テーブル・イス・・・5万円
- ・洗濯機・ランドリー・・・13万円
- ・その他・・・32万円

計136万円

なんと
合計1,136万円

※持ち家にお住まいの方の一例です。再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

<家財補償特約は>

高額貴金属等*を自動補償

家財を保険の対象とした場合、高額貴金属等*が1事故あたり合計100万円まで、明記しなくとも自動的に補償されます。

*高額貴金属等とは「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの」をいいます。

分かりやすい口数方式

「1口:100万円」とし、お客様がご希望される支払限度額(保険金額)を口数で設定いただけます。事故が発生した場合には、設定した支払限度額の範囲内で実際の損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。



ご注意点

- ・口数(支払限度額)は、お客様が所有されている家財の実態に合わせて適切な口数を設定してください。実態よりも多い口数を設定しても、保険料が無駄になってしまいますのでご注意ください。
- ・高額貴金属等についてお支払いする保険金は、損害が生じた時点における保険の対象と同等のものの市場流通価額を基準としてお支払いします。
- ・ご希望により、高額貴金属等の支払限度額(保険金額)を500万円または1,000万円へ増額することができる場合もございます。

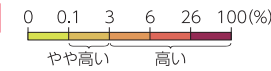
地震等による損害を補償する地震保険

動画で
check!



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害に備えて、地震保険をご契約ください(原則自動セット*1)。
建物と合わせて、家財もセットでご契約ください。

地震は日本全国
いつ・どこで
発生するか
分かりません!



2021年版確率論的地震動予測地図(確率の分布)の例

今後30年間に震度6弱*2以上の揺れに見舞われる確率
(出典) J-SHIS地震ハザードステーション
防災科学技術研究所

*1 ご契約されない場合は、申込書等へのご署名が必要になります。

*2 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。



地震保険ってなに?

地震・噴火・津波

地震保険では、地震等による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。

<お支払い例>



地震による
火災で
家が燃えてしまった!



地震により
家が倒壊した!

地震による津波により
家が流された!

●保険金をお支払いしない主な場合

- ・損害の程度が一部損に至らない損害
- ・門・塀・垣のみに生じた損害
- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 等

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)は保険の対象となりません。

公共性の高い保険

地震等による被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、その手助けを目的として「地震保険に関する法律」が1966年に制定されました。
地震保険は、この法律に基づいて、政府と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険です。

損害保険会社



政府

火災保険 + 地震保険

地震保険は、単独では契約できません。火災保険にセットして契約する必要があります。

火災保険



地震保険

現在ご契約の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の契約期間の途中で地震保険を契約することができます。

地震保険はなぜ必要?

火災保険では、建物・家財の火災などを補償しています。しかし、地震等による火災は、火災保険では補償されません。したがって、地震に備えるには地震保険が必要です。



火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×	○
上記以外	○	×

※地震等により延焼・拡大した火災損害も補償されません。
なお、地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。

対象となるもの

次のものに地震保険を契約できます。



建物
※住居のみに
使用される建物
および併用住宅



家財
※30万円を超える
貴金属・宝石など
は含まれません。

●保険金額

建物・家財ごとに火災保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内

●保険金額の限度額

建物:5,000万円・家財:1,000万円

※専用店舗・事務所等の建物およびその建物に収容される動産は対象となりません。
※1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属)、屋外設備装置等は保険の対象となりません。

※地震保険について、2007年1月から「地震保険料控除」が創設され、地震保険にご加入になることで、所得税(国税)および個人住民税(地方税)において税制上のメリットを受けることができるようになりました。詳細は取扱代理店または東京海上日動にお問い合わせください。

例えば…**こんな時、保険でいくら補償されるの？**

実際にどんな事故が起きて、どれくらいの保険金が支払われているかは、なかなか分からないものです。
ここでは火災保険にご加入されたお客様が、実際に遭われた事故についていくつかご紹介します。

これだけの事故でお役に立っています！

火災リスク

火災

向いの建物が火事になり、
自宅建物・カーポートまで被害を受けた！



支払保険金 約**460**万円
(窓ガラス・外壁・塀・カーポートの故障および修理)

落雷

直撃雷が発生し、
建物と家財
それぞれが
被害を受けた！



支払保険金（建物） 約**110**万円
(自然冷暖ヒートポンプ給湯器・太陽光発電・エアコンの修理等)
支払保険金（家財） 約**30**万円
(パソコン・テレビの修理等)

風災リスク

風災

台風により建物が
被害を受けた！



支払保険金 約**120**万円
(門扉・屋根等の修理)

水災リスク

水災

ゲリラ豪雨により床上浸水が発生し、
建物が被害を受けた！



支払保険金 約**340**万円
(床・壁・配管・温水器の修理および交換)

豪雨による洪水で、発電設備のユニットが
浸水し、修理不可能と判断された。



支払保険金 約**100**万円
(特定設備水災補償特約(浸水条件なし)付帯時のみ)

盗難

空き巣が侵入し、
窓ガラス等の建物と、
現金・貴金属の家財
が被害を受けた！



支払保険金（建物） 約**10**万円
(ガラス交換等)
支払保険金（家財） 約**150**万円
(現金(30万円が限度)・貴金属等)

車両の衝突

車に当て逃げをされ、
建物が被害を受けた！



支払保険金 約**80**万円
(外壁・エアコン室外機等)

子供が自宅の車庫に
車をぶつけた！



支払保険金 約**12**万円
(車庫の修理)

破損等リスク

※免責金額
(自己負担額) 5万円

破損等

家具の移動中に誤って
家の窓ガラスを割ってしまった！



支払保険金 約**8**万円
(窓ガラスの交換)

地震リスク

※地震保険にご加入した場合に限りです。

地震

地震により建物と家財が
被害を受けた！



支払保険金（建物） 約**100**万円(一部損)
支払保険金（家財） 約**300**万円(小半損)

地震

地震による津波で
建物と家財が流失した！



支払保険金（建物） 約**2,000**万円(全損)
支払保険金（家財） 約**1,000**万円(全損)

費用保険金

損害原因調査費用

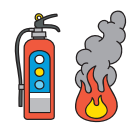
水漏れが発生し、その原因である
配管の亀裂の箇所を特定するための
費用が発生した！



支払保険金 約**10**万円

損害拡大防止費用

消火活動のために利用した消火薬剤を
新しく買う費用、消火活動に従事した際に
損傷した衣類を買う費用が発生した！



支払保険金 約**30**万円

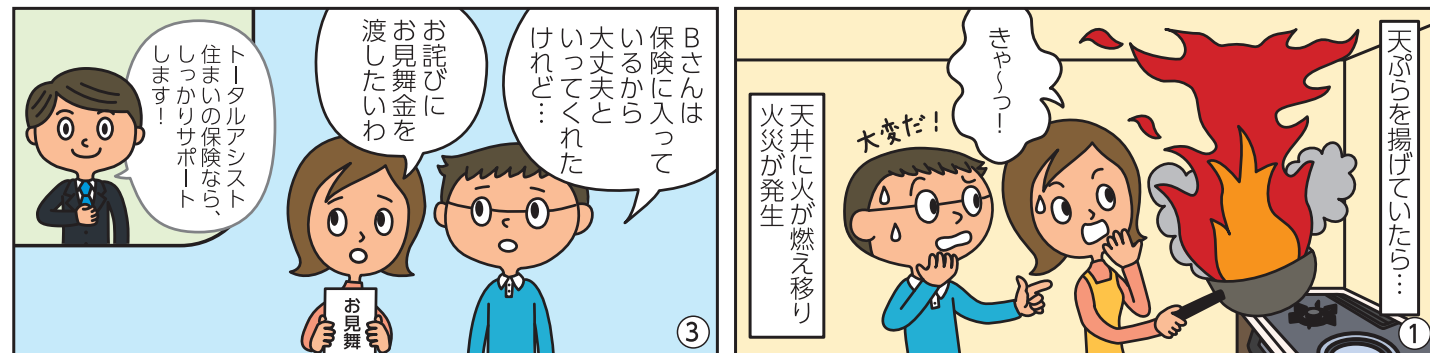
失火見舞費用

自宅からの出火によって近隣の家が燃え、
さらには消火活動によって近隣の方の
家屋が損傷したため見舞金を支払った！



支払保険金 **250**万円
(5世帯分)

ご存知ですか？いざ事故が起きた際にかかる費用



火災等の事故が起きると、思わぬ出費がかさむものです。
「トータルアシスト住まいの保険」は、お住まいや家財の
損害額だけでなく、復旧に必要な修理費や、
その他様々な費用についても補償されますので、安心です。

**ここでは、どれくらいの保険金をお支払いするのか、
具体例をあげてご説明いたします。**

火災事故発生!!

災害が起きた時に必要となる費用は…



※下表のケースは下記の契約内容を前提とした事故例であり、
過去に実際に発生したものではありません。

内 容		出費(例)	「トータルアシスト住まいの保険」保険金支払額	
① ② ③ ④ ⑤	損害保険金	お住まいの建物の損害額	1,400万円	1,400万円
		損害部分を修理するために直接損害を受けていない部分に要した費用	200万円	200万円
		燃えかすや残がい等を片づける費用(残存物取片づけ費用)	120万円	120万円
		焼失した屋根の部分からの侵入を防ぐためにブルーシートで応急処置を施した費用(仮修理費用)	50万円	50万円
		修理に際し、損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用)	20万円	20万円
⑥ ⑦	修理付帯費用保険金	損害を受けた原因を調べる費用	10万円	10万円
		残業勤務・深夜勤務等の費用	80万円	80万円
⑧	損害拡大防止費用保険金	消火器内の消火薬剤のつめかえ費用	0.5万円	0.5万円
⑨	失火見舞費用保険金	近隣の家(3世帯)に類焼した場合の失火見舞費用	150万円	150万円
		出費総額	2,030.5万円	補償金額 2,030.5万円

前提条件(例)

保険の対象：建物(H構造・支払限度額(保険金額) 2,400万円)
補償内容：あんしんフルカバー* 免責金額(自己負担額) 0円
損害の内容：火災事故により、1,400万円の建物損害が生じた。

* あんしんフルカバーは、「火災リスク、風災リスク、水災リスク、盗難・水濡れ等リスク、破損等リスク、電氣的・機械的の事故リスク」を補償する契約タイプです。

付帯サービス



メディカルアシスト



介護アシスト



デイリーサポート

メディカルアシスト

自動
セット

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

おからだの「悩み」から「もしも」のときまでサポートします!!

カンタン

ご利用はフリーダイヤルにお電話いただくだけです(無料)。

サービス対象は

ご契約者および補償を受けられる方またはそれらの方の配偶者・ご親族^(※1)の皆様です。
(※1)6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

こんな
とき

子どもが夜中に40度近い熱を出した。
診てくれる病院はあるだろうか?



医療機関案内

お客様のご要望に応じた医療機関をご案内します。夜間・休日の救急医療機関や旅先での最寄りの医療機関も即座に検索し、所在地、道順、診療科目、受付時間などの詳細情報を提供します。

こんな
とき

胃がんと診断され、抗がん剤を投与する予定。精神的にも体力的にも不安…。



がん専用相談窓口

経験豊富な医師や看護師、メディカルソーシャルワーカーがお応えします。さらに、がんと闘う患者様とそのご家族が抱える心の問題にも向き合います。

こんな
とき

2年ほど前から右足だけがむくんでいる。悪性の病気ではないかと心配だ…。



予約制専門医相談

さまざまな診療科の専門医が、日頃のおからだの不調やお悩みに関して詳しくお話を伺い、アドバイスをします。

こんな
とき

出張先で緊急入院したが、自宅近くの病院へ転院したい。



転院・患者移送手配

出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するときなど、民間救急車や航空機特等搭乗手続など一連の手配を代行します。
※実費分はおお客様のご負担となります。

こんな
とき

出勤途中で急にめまいがした。病院に行くべきか誰かに相談したい。



緊急医療相談

現役の救急科専門医と経験豊富な看護師が常駐しており、突然の病気やケガなど緊急の場合の対処方法をアドバイスします。

介護アシスト

自動
セット

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

例えば…

祖母の介護について、アドバイスがほしい

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、電話で介護に関するご相談を承ります。また、認知症のご不安に対しては、医師の監修による「もの忘れチェックプログラム」^{*1}をご利用いただくことも可能です。

土日祝・年末年始を除く 平日午前9時～午後5時
☎0120-428-834

^{*1} お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等をいたします。
^{*2} 各種サービスのご利用に係る費用は利用者ご自身の負担となります。

高齢者が利用できるサービスを
紹介してほしい

各種サービスの 優待紹介

ご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者を紹介します。^{*2}

【紹介可能な各種サービス】

家事代行、食事宅配、リフォーム、見守り・緊急通報システム機器の設置、福祉機器の販売、有料老人ホーム・高齢者住宅の紹介、バリアフリー旅行の提供

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp

介護保険制度の申請について、
教えてほしい

インターネットによる 介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報を提供します。

デイリーサポート

自動
セット

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

例えば…

税金について
相談したい

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

法律相談：土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後6時
税務相談：土日祝・年末年始を除く 午後2時～午後4時
☎0120-285-110
ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

社会保険について
相談したい

社会保険に 関する相談

公的年金等の社会保険については提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後6時
☎0120-285-110

冠婚葬祭のマナーについて、
教えてほしい

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後4時
☎0120-285-110

※ご相談の対象は、保険期間中に「ご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまでご契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます。)、補償を受けられる方(法人は除きます。)、またはご契約者もしくは補償を受けられる方の配偶者・親族(以下、相談対象者といいます。)」に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限ります。なお、各種サービスの優待紹介は、相談対象者に限りご利用いただけます。

※各サービスは東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

※ご利用の際は提携会社より、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきます。

※各サービスメニューは、変更となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございますのでご了承ください。

ご利用はこちらまで

24時間365日受付



0120-708-110

※被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合にご利用いただけます。
※東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。
※各サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

商品内容

I. 契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における注意事項

III. 契約締結後における注意事項

IV. その他留意いただきたいこと

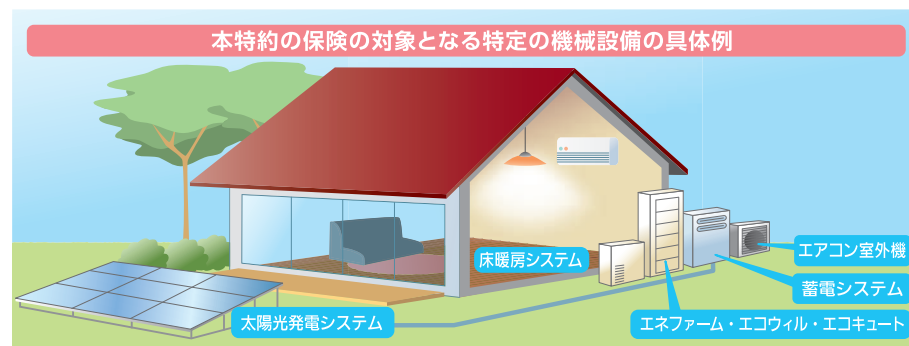
V. その他留意いただきたいこと

その他のリスクに備える特約^{オプション}

特定設備水災補償特約(浸水条件なし)

特定設備水災補償特約(浸水条件なし)をご契約いただくことで、「水災^{*1}による損害の程度」にかかわらず、ご自宅の空調・冷暖房設備や、充電・発電・蓄電設備、給湯設備、昇降設備等の特定の機械設備について、水災によって生じた損害を補償することが可能となります。 ※「水災による損害の程度」の詳細については下表[本特約を付帯した場合における水災の補償]をご参照ください。

*1 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等をいいます。



この特約を契約すると、
水災の補償はどうなるの？



本特約をご契約いただくことで、空調・冷暖房設備等の特定の機械設備^{*2}については、床下浸水による損害等も補償対象となります。詳細は、下表をご確認ください。

【本特約を付帯した場合における水災の補償】

保険の対象	水災による損害の程度		
	①ご契約の建物に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合	②ご契約の建物が床上浸水 ^{*3} または地盤面 ^{*4} より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合	③左記①②いずれにも該当しない損害が生じた場合(床下浸水による損害等)
(A) ご契約の建物 (B)を含みません。			×
(B)空調・冷暖房設備等の特定の機械設備 ^{*2}	○	○	○ 特定設備水災補償特約 (浸水条件なし)の付帯ありの場合

○:補償対象、×:補償対象外

*2 特定の機械設備の詳細については「本特約の保険の対象」をご参照ください。

*3 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。

*4 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

事例

充電・発電・蓄電設備 (エネファーム等)	豪雨による洪水で、発電設備の発電ユニットが浸水し、修理不可能と判断され、発電設備の買い替え費用130万円が発生した。
給湯設備 (エコキュート等)	台風による洪水で、高効率給湯機のヒートポンプユニットが浸水し、修理費用60万円が発生した。
空調・冷暖房設備	暴風雨による土砂崩れで、エアコンの室外機が破損し、修理費用30万円が発生した。

※東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

本特約の保険の対象

本特約の保険の対象となる特定の機械設備とは、ご契約の建物に付加したもしくは敷地内の土地に固着、固定された、空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、給湯設備、昇降設備、およびこれらに付属する配線・配管・ダクト設備をいいます。

お支払いする保険金について

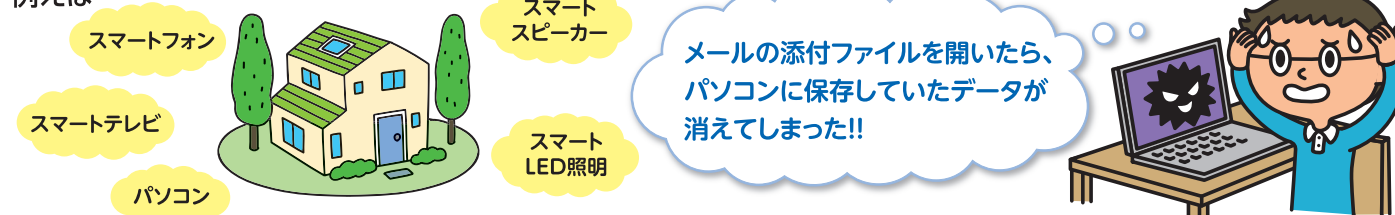
- 水災によって本特約の保険の対象に損害が生じた場合、支払限度額(保険金額)を限度に特定設備水災補償保険金をお支払いします。ただし、普通保険約款において水災による損害保険金をお支払いする場合を除きます。
- 支払限度額(保険金額)は、100万円とします。
- 本特約に基づき保険金をお支払いする場合、免責金額(自己負担額)は適用されません。

ホームサイバーリスク費用補償特約

スマート家電をはじめとしたIoT機器^{*1}の普及に伴って、
ご家庭においてもサイバーリスクに備える必要性が高まっています

不正アクセス等のサイバー攻撃によって、身近なIoT機器が狙われています。

例えば…



住宅内のネットワーク構成機器・設備(パソコン、スマートフォン、IoT機器^{*1}等)が、不正アクセス等のサイバー攻撃を受け、セキュリティ事故に対応するために負担した修理費用やデータ復旧費用を補償します。また、セキュリティ事故の再発防止のために、再発防止メニューをご提供します。

*1 IoT機器とは、インターネットに接続された機器をいいます。

セキュリティ事故対応費用

補償内容		お支払いする保険金
被保険者(補償を受けられる方)がセキュリティ事故に対応するために支出した以下の費用をお支払いします。		①②③で実際に支出した費用。 1回の事故につき、 30万円を限度とします。
①情報機器等修理費用	ネットワーク構成機器・設備が、セキュリティ事故により損傷した場合における修理費用をいいます。 ※家財が保険の対象の場合にご契約いただけます。ただし、ネットワーク構成機器・設備を所有していない場合は、ご契約いただけません。また、もっぱら被保険者の職務の用に供されるネットワーク構成機器・設備および保険の対象に建物に含まれない場合における建物のネットワーク構成機器・設備は本特約の保険の対象に含まれません。	
②データ復旧費用	ネットワーク構成機器・設備に保存されているデータがセキュリティ事故により消失、破壊または改ざん等の損害を受けた場合の復旧費用をいいます。	
③その他事故対応費用	事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用や、事故の対策に要するコンサルティング費用等をいいます。	

※③その他事故対応費用は、①情報機器等修理費用または②データ復旧費用が支払われる場合に、補償の対象となります。

再発防止費用

補償内容	お支払いする保険金
東京海上日動が提携会社を通じてご用意している再発防止メニュー ^{*2} (インターネットセキュリティソフト、ホームネットワークセキュリティ)の中からお選びいただけます。	1回の事故につき、 3万円を限度とします。

*2 ご自身で所定の再発防止費用を負担された場合も、補償の対象となります。

※再発防止費用は、セキュリティ事故対応費用が支払われる場合に、補償の対象となります。

さらに、いつでも安心!

本特約をご契約いただいたお客様は、サイバートラブル^{*3}に関する電話相談サービスを、無料でご利用いただけます。

住まいのサイバーアシスト

サイバートラブルに関するご相談は、東京海上日動にお任せください!
※提携会社である「トレンドマイクロ株式会社」を通じたサービス提供となります。

サービス内容

【インターネット等のサイバートラブルに関する相談サービス】

パソコン、スマートフォン、IoT機器のサイバートラブルによる不具合が生じた場合や今後、サイバートラブルの発生が危惧される場合に、提携会社による対処方法のアドバイスやご家庭におけるセキュリティ相談等を提供します。

【マルウェアのリモート駆除サービス】

提携会社の調査により、パソコンのマルウェア(不正なプログラム)感染が判明した場合に、提携会社にて、遠隔操作または電話対応によるご案内によって駆除作業を行います。

*3 サイバートラブルとは、マルウェアの感染が疑われるような事象が発生した場合をいい、パソコン、スマートフォン、IoT機器等の操作方法操作方法や機能に関する相談は含まれません。

ご相談窓口 0120-266-318 (受付時間:365日 9:30~17:30)



※再発防止メニュー・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

その他のリスクに備える特約 オプション

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

日常生活において、被害事故等にあった際における弁護士費用や法律相談費用を補償します。

補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族等)が、日本国内で発生した急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を含みます。)によって被った身体の障害または財物の損壊等について、相手方に法律上の損害賠償請求をする場合や、自動車事故のうち対人事故における刑事事件等の対応を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。

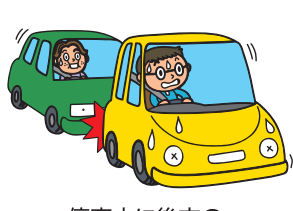
<主な事故例>



信号無視で走ってきた車にぶつけられてしまった!



他人の車に自宅の塀を壊されてしまった!



停車中に後方の車から追突されてしまった!



散歩中の犬に噛みつかれてしまった!

ポイント

本特約の対象となる被害事故には、自動車事故も含みます。

お支払いする保険金について

●以下の費用を1事故について補償を受けられる方1名あたり合計で300万円限度にお支払いします。

①弁護士費用 ②法律相談費用

※弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)は、弁護士費用等補償特約(日常生活)のペットネームです。
ただし、自動車での対人事故における刑事事件等の対応を行う場合は、原則150万円(1事故・1被保険者あたり)

住まいの選べるアシスト特約

火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合に、下表の補償メニューの中から好みの再発防止策^{※1}をお選びいただけます(1事故につき20万円が限度となります。)。補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

発生した事故	補償メニュー
火災、落雷、破裂・爆発	●IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置 ●ガス台自動消火器、ガス漏れ検知器・警報器等の設置 ●据付型手動消火器の購入 ●家庭用スプリンクラーの設置 ●避雷器(電気機器への落雷防止機器)等の購入 ●漏電遮断器の購入
盗 難	●防犯カギ、補助錠、防犯フィルムの設置 ●再発防止コンサルティングサービスの利用 ●ガラス破壊検知器の購入
共 通 (火災、落雷、破裂・爆発または盗難)	●防犯・防火金庫の設置 ●災害常備品の購入 ●植栽の設置 ●防犯・防火ガラスの設置 ●ホームセキュリティサービスの実施 ●防犯カメラ・センサー装置の設置 ●防犯用砂利等の購入

※1 ご自身で所定の再発防止費用を負担された場合も、保険金のお支払対象となります。
※ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
※お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、手配までに日数を要する場合や、手配できない場合があります。

緊急時助かるアシスト 住まいの選べるアシスト特約に自動セット ※ご自身で手配された場合は、対象外となります。

「住まいの選べるアシスト特約」をご契約いただいたお客様は、提携会社による以下の応急処置サービスをご利用いただけます。

	カギのトラブル対応サービス (1年間に1回限度)	カギを紛失した場合またはカギの盗難に遭った場合に、専門会社による緊急開錠を行います。盗難の場合は、カギとシリンダー錠の交換も行います。 ※出張料と作業料は無料です。カギの紛失の場合、カギと錠の交換をご希望される場合の費用はお客様の自己負担となります。
	水回りのトラブル対応サービス (1年間に1回限度)	水回りのトラブル(トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ等)が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。 ※出張料と応急処置作業料は無料です。部品代、高圧洗浄・掘削作業等の特殊作業に関する費用、本修理費用についてはお客様の自己負担となります。 ※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介します。ハウスクリーニング費用はお客様の自己負担となります。

水道修理業者等から高額な費用を請求されたというトラブルが増加しています。「緊急時助かるアシスト」では、東京海上日動が提携会社を手配しますので、安心してご利用いただけます。

提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむをえない事情によって、サービスの着手までに時間が掛かる場合や、サービスをご提供できない場合があります。

一定のご利用条件があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の「緊急時助かるアシスト利用規約」をご参照ください。

※各補償メニュー・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

万全の損害サービス体制!

大規模災害時、一日でも早くお客様に保険金をお支払いするために、より災害に強い保険会社であるための体制を整えています。

自然災害が発生した際には、全国の損害サービス拠点がリアルタイムにペーパーレスで情報を連携・共有し、一刻も早くお客様に保険金をお届けできるように、デジタルをフル活用した各種事務支援を行います。
現地では損害確認や保険金のご案内等、お客様に寄り添う対応に一層注力します。

住宅修理サービス業者とのトラブル防止につなげます

(「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットします。)

近年、お客様に対して「保険金の使い道は自由」といって業者が勧誘し、偽装事故や経年劣化等の本来は保険金を受け取れない損害に対しても保険金請求を促し、お客様に法外な手数料を請求する等のトラブルが発生しています。
建物の保険金支払いに修理・復旧を要件とする「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットすることで、業者が関与する偽装事故等の不正な保険金請求が抑制され、業者とのトラブル防止につながります。
なお、建物の修理について業者から勧誘された場合は、すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または東京海上日動にご相談ください。

(※)あらかじめ復旧することをお約束いただき、東京海上日動が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします(損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります。)



トラブル事例の詳細は、日本損害保険協会ホームページをご参照ください



住まいの保険をご契約いただくにあたって

①被保険者(補償を受けられる方)について

保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人1名をご指定ください。

②建物の所在地について

ご契約者住所と異なる場合は、必ずご契約者住所とは別にご指定いただけます。

③建物の用途(物件種別)について

住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

専用住宅

住居のみに使用する建物です。

併用住宅

住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。
用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただけます。

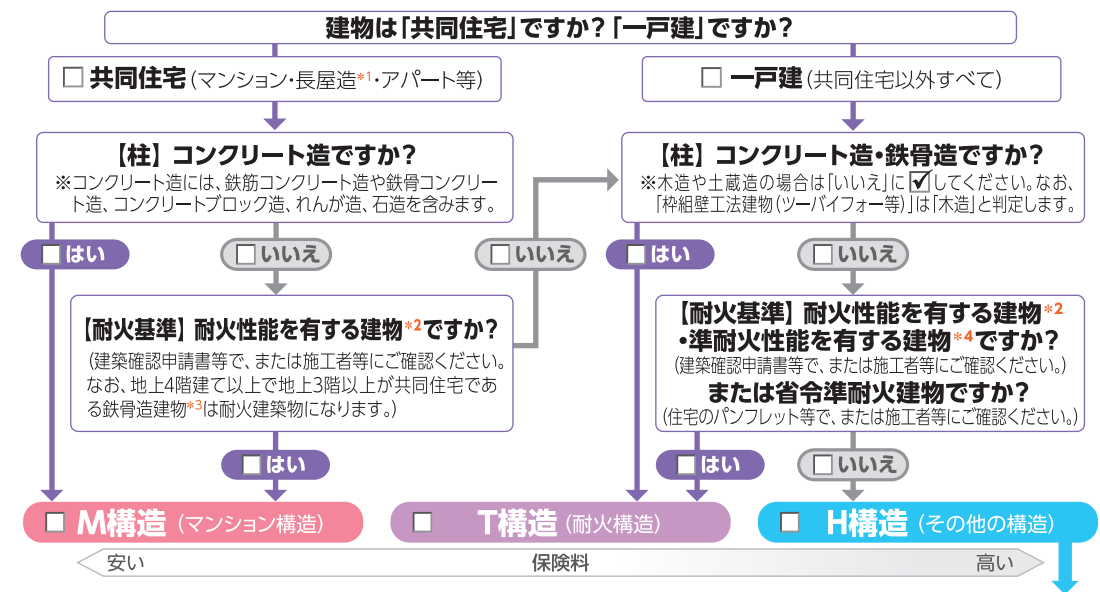
※家財が常時備えられ、別荘や別宅等、一時的に住居として使用される建物は「専用住宅」、将来住居として使用する予定があり常時住居として使用できる状態の空家は「併用住宅」となります。住居として使用する予定のない空家については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

④建物の構造級別について

【柱】の種類、建物の性能に応じた【耐火基準】により決定します。以下のフローチャートにしたがってご確認ください。

構造級別判定フローチャート

フローチャートにしたがい☑してください。



前契約の満期に合わせてご契約を更新される場合にのみご確認ください。
上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または東京海上日動までお申出ください。
①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

①「耐火性能を有する建物^{*2}」、「準耐火性能を有する建物^{*4}」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

*1 長屋造にはテラスハウスを含みます。

*2 耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。

*3 特定避難時間倒壊等防止建築物を除きます。

*4 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。

お支払いする保険金の概要一覧

住まいの保険でお支払いの対象となる主な保険金は以下の通りです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は取扱代理店または東京海上日動にお問い合わせいただくか、約款をご確認ください。

※被保険者(補償を受けられる方)の範囲や保険金をお支払いする保険の対象の範囲については、各約款にてご確認ください。

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)	お支払いする保険金の額
住まいの保険普通保険約款				
①損害保険金	a. 火災	【補償の内容・事故種類】の建物欄に○が印字されている事故が対象です。	「火災、落雷、破裂・爆発」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	次の算式により算出した額 損害保険金 = 損害額 [1 事故について支払限度額(保険金額)限度]^{*1} ※保険始期日時点で築年数が30年以上(建築年月が不明の場合を含みます。)の場合、風災リスク、盗難・水濡れ等リスクの免責金額(自己負担金額)5万円が発生します。 ※損害額は次の算式により算出します。 ただし、*2の費用を除いて算出した損害額は、保険の対象の再取得価額が限度となります。 損害額 = 修理費^{*2} - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額 ※「全損時の保険金支払いに関する特約」が適用される場合には、上記と異なります。
	b. 風災		「風災、雹災、雪災」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	c. 水災		「水災」によって床上浸水または地盤面から45cm超の浸水となる損害を受けた場合もしくは損害割合が30%以上となった場合に、その建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	d. 盗難・水濡れ等		「盗難(保険の対象に生じた盗取、損傷、汚損)」「給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ等」「車両または航空機の衝突等」「建物の外部からの物体の衝突等」「騒擾または労働争議等」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	e. 破損等		「上記以外の偶然な破損事故等」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	次の算式により算出した額 損害保険金 = 損害額 - 5万円 [1 事故について支払限度額(保険金額)限度]^{*1} 上記※に同じ
②修理付帯費用保険金	証券上の記載はありません。 ※損害保険金が支払われる場合が対象となります。	保険の対象に損害が生じた結果、その「保険の対象」の復旧にあたり発生した必要かつ有益な「損害原因調査費用」「試運転費用」「仮設物設置費用」「残業勤務・深夜勤務などの費用」をお支払いします。	実費 [1 事故について、②から④の費用保険金合計で①の損害保険金に相当する額が限度]	
③損害拡大防止費用保険金		「a. 火災」の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)をお支払いします。		
④請求権の保全・行使手続費用保険金		他人に損害賠償の請求ができる場合に、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。		
⑤失火見舞費用保険金	証券上の記載はありません。	保険の対象またはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣等、第三者の所有物に損害が生じた場合に、第三者への見舞費用をお支払いします。	被災世帯数×50万円 [1 事故について、支払限度額(保険金額)×20%限度]	
⑥水道管凍結修理費用保険金		保険証券記載の建物の専用水道管が凍結したことによって損壊し、これを修理した場合に修理費用をお支払いします。	実費 [1 事故について、10万円限度]	
⑦地震火災費用保険金		地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、「保険の対象」が以下の損害を受けた場合に、地震火災費用保険金をお支払いします。 建物：半焼以上(20%以上の損害) 家財：家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害) または家財が全焼(80%以上の損害)	支払限度額(保険金額)×5% [1 事故1敷地内について、300万円限度]	
全損時の保険金支払いに関する特約				
損害保険金	証券上の記載はありません。	保険の対象である「建物」に対して損害保険金が支払われる場合で、かつ「建物」の損害の額が再取得価額の80%以上となった場合に、「建物」の損害保険金に対してこの特約が適用されます。	支払限度額(保険金額)と同額 [*] [*] 保険金の額は「再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍」または「保険金額×当該保険金の支払割合」のいずれか低い額を限度とします。	

*1 損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合は、損害保険金と②から④の費用保険金の合計額を、支払限度額(保険金額)の2倍を限度とします。ただし、支払保険金の額から②から④の費用保険金と*2の費用を除いた額は、支払限度額(保険金額)を限度とします。

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)	お支払いする保険金の額
家財補償特約				
損害保険金	<住まいの保険普通保険約款> a.～d.	【補償の内容・事故種類】の家財欄に○が印字されている事故が対象です。 【その他の特約等】家財補償特約	家財に対して生じた「住まいの保険普通保険約款」で規定する事故による損害に対して損害保険金をお支払いします。	次の算式により算出した額 損害保険金 = 損害額 ※保険始期日時時点で築年数が30年以上(建築年月が不明の場合を含みます。)の場合、風災リスク、盗難・水濡れ等リスクの免責金額(自己負担金額)5万円が発生します。 ※損害額は次の算式により算出します。 ただし、*2の費用を除いて算出した損害額は、保険の対象の再取得価額が限度となります。 損害額 = 修理費*2 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額 <生活用家財の場合> [1 事故について、家財支払限度額(保険金額)限度] ^{*1} <高額貴金属等の場合> [1 事故について、高額貴金属等(家財)支払限度額(保険金額)限度] ^{*1}
	盗難	【補償の内容・事故種類】の家財の「盗難・水濡れ等」欄に○が印字されている場合が対象です。 【その他の特約等】家財補償特約	上記のほか保険証券記載の建物内収容の生活用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。	<通貨等> 損害額 [1 事故について、30万円限度] <預貯金証書> 損害額 [1 事故について、500万円限度]
	破損等	【補償の内容・事故種類】の家財の「破損等」に○が印字されている場合が対象です。 【その他の特約等】家財補償特約	「上記以外の偶然な破損事故等」によって家財に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	次の算式により算出した額 損害保険金 = 損害額 - 5万円 [1 事故について支払限度額(保険金額)限度] ^{*1} 上記※に同じ
水災初期費用補償特約				
水災初期費用保険金		【特約】 水災初期費用補償特約	保険の対象が水災の事故により損害を受け、保険金支払われる場合に、1事故あたり10万円をお支払いします。	1事故あたり10万円
個人賠償責任補償特約				
① 損害賠償金		【特約】 個人賠償責任補償特約	国内外において、以下のような事由により、補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族等)が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ・日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ・補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族等)が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ・電車等*3を運行不能にさせた場合 ・日本国内で受託した財物(受託品)*4を壊したり盗まれた場合	保険金の額 = 損害賠償責任の額 + ②～④の費用 - 代位取得するものがある場合等は、その価額
② 損害防止費用			損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用をお支払いします。	[1 事故について、保険証券記載の保険金額限度]
③ 請求権の保全、行使手続費用			他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。	
④ 緊急措置費用			損害の発生および拡大防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア。またはイ。に該当する費用をお支払いします。 ア。応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ。あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用	
⑤ その他の費用			「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。	実費
類焼損害補償特約				
損害保険金		【特約】 類焼損害補償特約	お住まいから発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします。(法律上の損害賠償責任の有無は問いません。)	損害額(ただし、損害を受けた住宅・家財に対して他の保険契約がある場合には、他の保険契約で支払われた保険金を差し引いた残額とします。) [1 事故について、保険証券記載の支払限度額限度]
建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約				
損害保険金		【特約】 建物付属電気機械的事故補償特約	建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水設備等)が、電氣的または機械的事故によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	住まいの保険普通保険約款で規定する損害保険金の額 [1 事故について、建物の支払限度額(保険金額)限度]

*2 修理費には「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含みます。

*3 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

*4 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

お支払いする保険金		保険証券上の表示		概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)		お支払いする保険金の額							
特定設備水災補償特約(浸水条件なし)													
特定設備水災補償保険金		【特約】 特定設備水災補償特約		「水災による損害」の程度に関わらず、保険の対象である特定の機械設備(空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、給湯設備、昇降設備等)について生じた「水災による損害」に対して、特定設備水災補償保険金をお支払いします。ただし、「住まいの保険普通保険約款」で規定する「水災による損害」に対して損害保険金をお支払いする場合を除きます。		次の算式により算出した損害額 損害額 = 修理費*5 - 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その時価額 [1事故について、保険証券記載の支払限度額(保険金額)限度] ※ ただし、*5の費用を除いて算出した損害額は、保険の対象の全部が滅失した場合を除き、保険の対象の再取得価額が限度となります。							
ホームサイバーリスク費用補償特約													
サイバーリスク費用保険金		【特約】 ホームサイバー費用補償特約		被保険者(補償を受けられる方)が保険期間中にセキュリティ事故を発見したことに伴い、あらかじめ弊社の同意を得て支出した下表に掲げる費用に対して、サイバーリスク費用保険金をお支払いします。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>費用の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>① セキュリティ事故対応費用</td><td>被保険者(補償を受けられる方)がセキュリティ事故に対応するために支出した次のア、からウ、までの費用。ただし、ウ、の費用はア、またはイ、の費用に対して弊社が保険金をお支払いする場合に限ります。 ア. 情報機器等修理費用 イ. データ復旧費用 ウ. その他事故対応費用</td></tr><tr><td>② 再発防止費用</td><td>被保険者(補償を受けられる方)がセキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益なインターネットセキュリティソフトの購入費用およびホームネットワークセキュリティの購入費用。ただし、セキュリティ事故対応費用に対して保険金が支払われる場合に限ります。</td></tr></tbody></table>		区分	費用の内容	① セキュリティ事故対応費用	被保険者(補償を受けられる方)がセキュリティ事故に対応するために支出した次のア、からウ、までの費用。ただし、ウ、の費用はア、またはイ、の費用に対して弊社が保険金をお支払いする場合に限ります。 ア. 情報機器等修理費用 イ. データ復旧費用 ウ. その他事故対応費用	② 再発防止費用	被保険者(補償を受けられる方)がセキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益なインターネットセキュリティソフトの購入費用およびホームネットワークセキュリティの購入費用。ただし、セキュリティ事故対応費用に対して保険金が支払われる場合に限ります。	①セキュリティ事故対応費用 実費 [1事故について、保険証券記載の支払限度額限度] ②再発防止費用 実費 [1事故について、3万円限度]	
区分	費用の内容												
① セキュリティ事故対応費用	被保険者(補償を受けられる方)がセキュリティ事故に対応するために支出した次のア、からウ、までの費用。ただし、ウ、の費用はア、またはイ、の費用に対して弊社が保険金をお支払いする場合に限ります。 ア. 情報機器等修理費用 イ. データ復旧費用 ウ. その他事故対応費用												
② 再発防止費用	被保険者(補償を受けられる方)がセキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益なインターネットセキュリティソフトの購入費用およびホームネットワークセキュリティの購入費用。ただし、セキュリティ事故対応費用に対して保険金が支払われる場合に限ります。												
弁護士費用等補償特約(日常生活)													
弁護士費用保険金等		【特約】 弁護士費用 (日常生活・自動車)		補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族等)が、日本国内で発生した急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を含みます)によって、被った身体の障害、または財物の破損等について、相手方に法律上の損害賠償請求をする場合や、自動車事故のうち対人事故における刑事事件等の対応を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。		実費 [1事故、被保険者1名について、弁護士費用保険金と法律相談費用保険金合計で300万円限度] 但し、自動車での対人事故における刑事事件等の対応を行う場合は、原則150万円							
臨時費用補償特約													
臨時費用保険金		【特約】 臨時費用補償特約		事故によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。臨時費用のお支払いの対象となる事故を限定することもできます。		保険の対象(建物や家財)ごとに支払限度額(保険金額)の10%または100万円のいずれか低い額							

*5 修理費には「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含みます。

⚠

建物を保険の対象とする場合のご注意

建物を保険の対象とするご契約には、「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットします。建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、東京海上日動が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします(損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります)。免責金額(自己負担額)を設定した場合や水災縮小支払特約(一部定率払)をご契約した場合など、修理費の全額を保険金としてお支払いできないときも復旧が必要となりますのでご注意ください。

重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面(P.18~27)の受領印も兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動(以下弊社といいます。)ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、**特にご注意いただきたい事項**

該当するご契約者にご確認いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

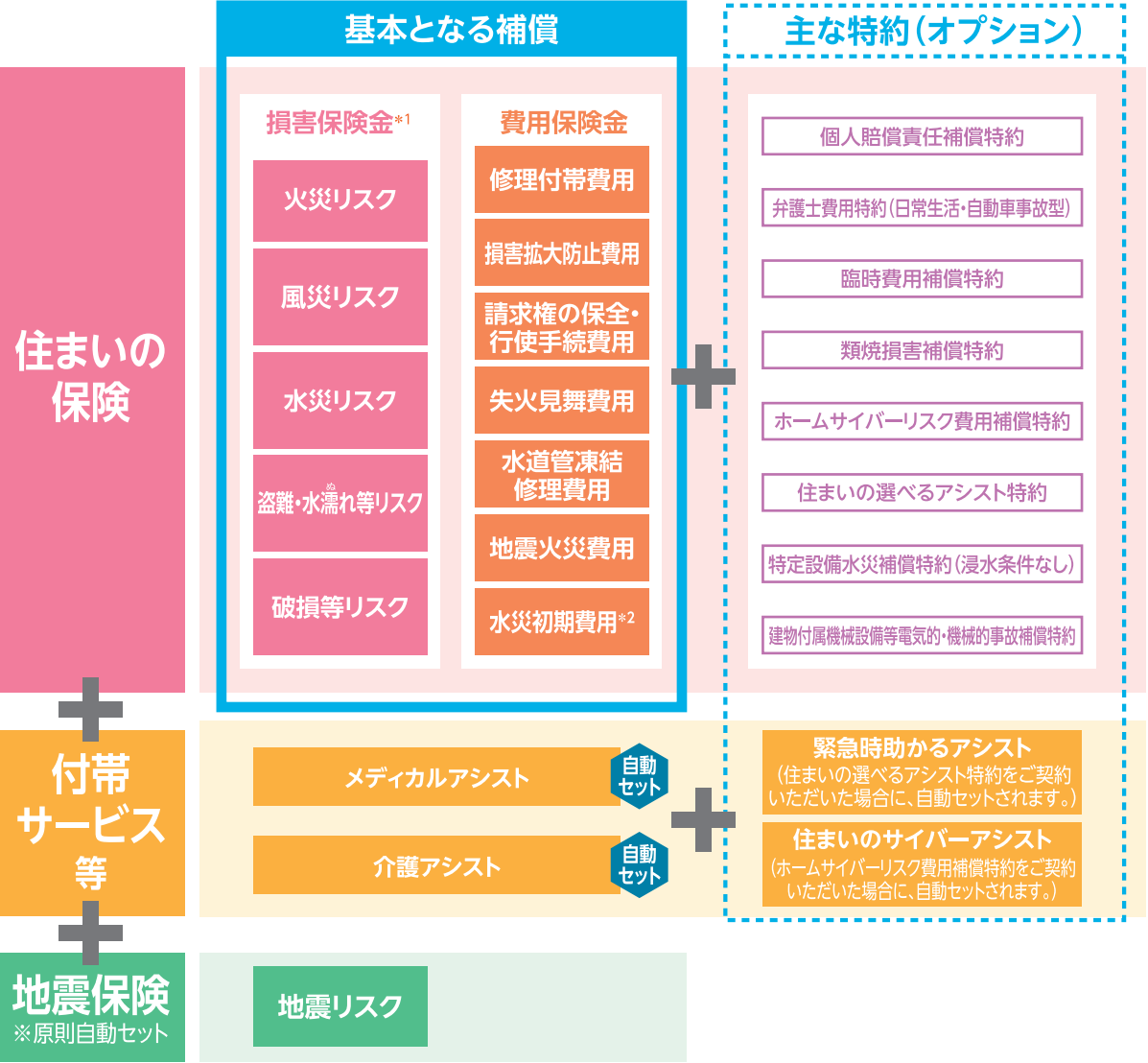
1 商品の仕組み

Total assist 住まいの保険

契約概要

基本となる補償、ご契約者のお申し出により任意にご契約いただける特約(オプション)等は以下のとおりです。

⚠ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



*1 損害保険金には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。
*2 水災初期費用補償特約を付帯している場合に限ります。

保険の対象、基本となる補償および支払限度額（保険金額）の設定方法等

① 保険の対象



保険の対象を
お選びください



居住用の建物^{*1}
(マンション戸室^{*2}も
含みます。)



家財^{*3}
^{*4}

※家財のみを保険の対象とすることはできません。

^{*1} 門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物も保険の対象に含みます。

^{*2} バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。

^{*3} 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高価貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。

^{*4} 敷地内に所在する動産である宅配ボックスおよび宅配物も保険の対象に含みます。

- 家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車や船舶等
- クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- 設備・什器や商品・製品等
- 動物、植物等の生物
- データやプログラム等の無体物
- 等

② 基本となる補償



基本となる補償の概要および保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いする場合があります(P1・2ページをご参照ください。)

補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
火災リスク	火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた場合	● ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。))によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。) ● 地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
風災リスク	風災、雷災、雪災により損害が生じた場合	● 風、雨、雪、雹、砂塵等の建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害 ● 損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水 ^{*1} 」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害(特定の機械設備については、特約により補償できる場合があります。)
水災リスク	水災により損害が生じた場合(床上浸水 ^{*1} 、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)	● 給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 ● 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害 ● 自然の消耗または劣化によって生じた損害
盗難・火災等	盗難、水濡れ、建物の外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等により損害が生じた場合	● すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観上の損傷や汚損 ● 屋根材 ^{*2} 、樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ ^{*3} 、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由によって生じた損害 ● 偶然な破損事故等によって生じた損害のうち、次のもの ・建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・電氣的または機械的的事故によるもの(特約により補償できる場合があります。)
破損等リスク	上記以外の偶然な破損事故等により損害が生じた場合	・保険の対象の置き忘れや紛失によるもの ・以下の家財や身の回り品に生じた損害 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等

^{*1} 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。

^{*2} 屋根材とは、屋根を構成するスレート、瓦、銅板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。

^{*3} 板ガラスの熱割れは含みません。

③ お支払いする損害保険金の額



お支払いする損害保険金は (損害額(修理費^{*1})－免責金額(自己負担額))^{*2} です。

損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合、損害保険金の額と、修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金の合計額は、支払限度額(保険金額)×2倍の額を上限とします。^{*3}免責金額(自己負担金は、0円)^{*4}で設定しています。

^{*1} 修理費には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。

^{*2} ただし、通貨等、預貯金証書の盗難については免責金額(自己負担額)を差し引きません。

^{*3} ただし、損害保険金から残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用の3つの費用を除いた金額は支払限度額(保険金額)が限度となります。

^{*4} 破損等リスクのみ免責金額(自己負担額)が5万円となります。また、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時時点で築年数が30年以上(建築年月不明の場合を含みます。)の場合は、風災リスク、盗難水濡れ等リスクの免責金額(自己負担額)も5万円となります。

建物を保険の対象とする場合のご注意

建物を保険の対象とするご契約には、「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットします。建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、弊社が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします(損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります。)

免責金額(自己負担額)を設定した場合や水災縮小支払特約(一部定率払)をご契約した場合など、修理費の全額を保険金としてお支払いできないときも復旧が必要となりますのでご注意ください。

④ 主な特約



個人賠償責任補償特約

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)、臨時費用補償特約、類焼損害補償特約、ホームサイバーリスク費用補償特約、住まいの選べるアシスト特約、特定設備水災補償特約(浸水条件なし)、建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約

※特約の詳細および上記以外の特約については、P2～4、P9～13ページおよび「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

⑤ 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約の要否をご検討ください。^{*2}

- 個人賠償責任補償特約
- 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)
- 類焼損害補償特約

^{*1} 住まいの保険以外の保険契約でご契約されている特約や弊社以外の保険契約を含みます。

^{*2} これらの特約を1契約のみにご契約される場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により被保険者(補償を受けられる方)が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑥ 建物の評価額の算出方法・支払限度額（保険金額）の設定



建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」^{*1}です。事故が発生した場合に、十分な補償が受けられるよう、直近の建設費等の動向を踏まえたご契約時点の評価額を設定していただく必要があります。以下のいずれかの方法により評価額を算出します。

^{*1} 「再取得価額」は、保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

①年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません。)
②新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m ²)単価を面積に乘じて算出します。
③その他の方法	上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には"その他"と表示されます。)

※門、塀、垣の金額や物置・車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含めません。

支払限度額（保険金額）の設定について

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の上限額^{*2}です。事故が発生した場合に必要な補償が受けられるようお決めください。実際にご契約いただく支払限度額(保険金額)については、申込書等でご確認ください。

建物	評価額を支払限度額(保険金額)として設定します。 ^{*3}
家財	ご希望に応じて1口単位(1口:100万円)で支払限度額(保険金額)を設定します。(所有されている金額がご不明な場合は下表<家財の所有金額の目安>をご参照ください。)。 ^{*4*5*6}

^{*2} 残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用を除きます。

^{*3} 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。

^{*4} 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を50万円で設定します。

^{*5} 家財の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。

^{*6} 家財のうち、高価貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合があります。

<家財の所有金額の目安>

(単位:万円)

区分	面積	33m ² 未満	33~66m ² 未満	66~99m ² 未満	99~132m ² 未満	132m ² 以上
持ち家		580	960	1,210	1,580	1,930

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期



保険期間は2年から5年の整数年で設定してください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み



保険料は、支払限度額(保険金額)、保険期間、免責金額(自己負担額)、建物の所在地、構造、築年数^{*1}、建築区分、区分所有建物区分等に応じて異なります。

実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険期間や免責金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

^{*1} ご申告いただいた「建築年月」から「保険始期年月」までの年数で判定します。なお、1年未満の端月数は切り捨てます。また、「建築年月」のうち建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。建築年が確認できない場合は、最も高い水準の保険料を適用します。

② 保険料の払込方法等



払込方法は「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」(→ 「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」によりご契約されるお客様へ(P.27))による一時払等となります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い



保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末まで(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)払込猶予がありますが^{*1}、この払込猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

^{*1} ただし、「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」による払込みの場合で、集金者を經由せず、ご契約者から直接弊社に払込みいただく場合には払込みの猶予はございませんのでご注意ください。

4 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み



住まいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)

地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。)。地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄(地震保険確認欄)」にご署名(法人の場合はご捺印)が必要です。

② 保険の対象



保険の対象をお選びください	居住用の建物 (マンション戸室も含みます。)	家財 ※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。
---------------	---------------------------	---

※家財のみを保険の対象とすることはできません。

※1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備装置等は保険の対象となりません。

③ 補償内容



地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)

損害の程度	認定の基準 ^{*1}				お支払いする 保険金の額		
	建 物		家 財				
全 損	主要構造部の 損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または 流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価が限度)
大半損		建物の時価の 40%以上 50%未満		建物の延床面積の 50%以上 70%未満		家財全体の時価の 60%以上 80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価の60%が限度)
小半損		建物の時価の 20%以上 40%未満		建物の延床面積の 20%以上 50%未満		家財全体の時価の 30%以上 60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価の30%が限度)
一部損		建物の時価の 3%以上 20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない 建物が、床上浸水または 地盤面より45cmを超える浸 水を受け損害が生じた場合		家財全体の時価の 10%以上 30%未満	地震保険保険金額の 5% (時価の5%が限度)

^{*1} 認定方法については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円(2022年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。

〈ご参考〉

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

※地震保険をセットする住まいの保険の保険の対象である建物に門・塀・垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、ご契約の代理店または弊社にその旨ご相談ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合



- ・損害の程度が一部損に至らない損害
- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・門・塀・垣のみに生じた損害
- ・地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 等

⑤ 保険期間



- ・住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。
- ・住まいの保険の保険期間が5年以下の場合：住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。

⑥ 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)



- ・地震保険の保険金額は建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- ・地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」を適用できる場合があります(→ 「保険料の割引(P.26)」。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

※地震保険の限度額の適用単位は「同一敷地内」ごととなります。既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

5 満期返れい金・契約者配当金



- ・この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「**Ⅲ-1 通知義務等 (P.24)**」をご参照ください。

【告知事項・通知事項】

★	他の保険契約等 ^{*1}
☆	所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱（建物構造）、建物区分（一戸建住宅／共同住宅）、区分所有建物区分（専有のみ／専有＋共有／一棟全体） ^{*2*3} 、建築年月

- ^{*1} この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- ^{*2} マンション等、保険の対象である建物を区分所有している場合で、専有部分およびベランダ等の専用使用権付共用部分のみを対象範囲とするときは「専有のみ」、専有部分および共用部分の共有持分を対象範囲とするときは「専有＋共有」とします。また、保険の対象である建物全体を所有している場合は「一棟全体」とします。
- ^{*3} 区分所有建物区分を「一棟全体」と他の区分間で変更する場合のみ、通知事項となります。

【建築年月について】

「建物完成年月」（建物の建築工事が完了した年月）をご申告ください。「建築確認年月」（住宅着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月）を建築年月としてご申告いただくこともできますが、「建物完成年月」をご申告いただいた方が保険料が安くなる場合がありますので、「建物完成年月」を優先的にご申告ください。

2 クーリングオフ（クーリングオフ説明書）



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約（クーリングオフ）を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。	郵便はがき
申込人住所	812-8684
氏名 (印)	東京海上火災保険株式会社
電話 自宅 ()	クーリングオフ受付係
勤務先 ()	〒100-8585 東京都千代田区千代田3-21-1
・申込日：	東京海上火災保険株式会社
・保険種類：住まいの保険	〒100-8585 東京都千代田区千代田3-21-1
・証券番号：	〒100-8585 東京都千代田区千代田3-21-1
・ご契約の営業店：	〒100-8585 東京都千代田区千代田3-21-1
・ご契約の代理店：	〒100-8585 東京都千代田区千代田3-21-1

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。弊社宛に必ず郵便（消印有効。普通便で可。）または弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）経由（発信日有効）で通知ください（ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。）。

【クーリングオフできない場合】

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- インターネット等による通信販売に関する特約により申し込まれたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）等

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知事項の一覧は「**Ⅱ-1 告知義務 (P.23)**」をご参照ください。

建物の構造または用途^{*1}を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。）

- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
 - 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合
 - 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合
- ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

^{*1} 保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合や、住居として使用する予定のない空家になった場合は、住まいの保険をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

2 解約されるとき



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法^{*1}で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*2}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*3}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

^{*1} 割引を適用しているご契約を解約される場合、返還する保険料はそのご契約に適用している割引率を前提に算出します。

^{*2} 解約日以降に請求することがあります。

^{*3} 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/）をご確認ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^{*1}」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*2}まで補償されます。

- 地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。
- ^{*1} 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。
- ^{*2} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。
- 個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり^{*1}、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません（2022年4月現在）。
- ^{*1} 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年の1月から12月までに払込みいただいた地震保険料です。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- 住まいの保険は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
- この保険商品に関するお客様とのお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

6 事故が起こったとき

建物のご契約の場合は、復旧が必要となります。「建物を保険の対象とする場合のご注意（P.19）」をご参照ください。保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者（補償を受けられる方）または保険の対象であることを確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または弊社にご相談ください。



東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は金融法人部営業第一室にて承ります。

金融法人部 営業第一室

TEL:03-6704-4068

受付時間：平日 午前9時～午後5時

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

1 保険料の割引

- 地震保険については、保険の対象である建物が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写（下表に記載しています。）をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料 ^{*1}
免震建築物割引 (50%)	免震建築物 ^{*2} に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^{*3} により作成された書類 ^{*4} のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類 ^{*5} 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等
耐震等級割引 (等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%)	耐震等級 ^{*2} を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書 ^{*5} 例)フラット35Sの適合証明書 等
建築年割引 (10%)	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること	③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類（工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します ^{*6} ） 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 ^{*7} 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等
		①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類
		②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等

- ^{*1} 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
- ^{*2} 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。
- ^{*3} 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
- ^{*4} 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。
- ^{*5} 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類（「設計内容説明書」等）から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
- ^{*6} 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類（「設計内容説明書」等）から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
- ^{*7} 「工事完了予定」「工事開始時期」等の表記で昭和56年(1981年)6月1日以降に建築されたことが分かる書類を含みます。

- 団体扱の場合、住まいの保険に団体扱割引を適用することがあります。

2

ご契約者が賦払償還債務(住宅ローン等)を負っている銀行や信用金庫等の金融機関等と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書(金融機関等融資物件用)」を交わしている場合で、各項目が下表の範囲に該当するときに「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」によりご契約いただけます。

項目	金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	銀行や信用金庫等の金融機関に対して、賦払償還債務(住宅ローン等)を負う債務者の方
被保険者 (補償を受けられる方) の範囲	金融機関の融資の対象である建物およびその建物に収容される家財の所有者

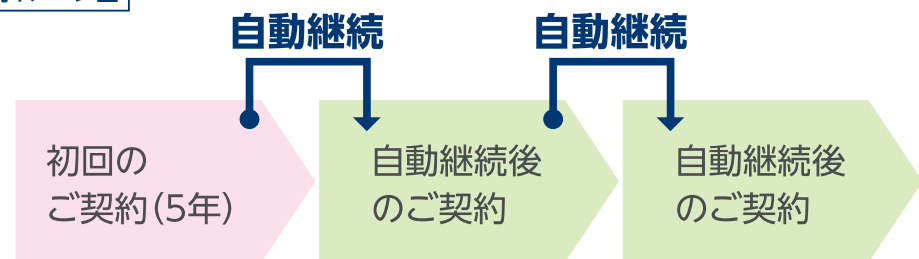
- 以下の理由により本特約が失効することがあります。この場合は払込方法を変更していただきます。詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。
 - 「保険料の集金に関する契約書（金融機関等融資物件用）」に定められた保険契約者の人数に不足する場合 等

3

住まいの保険の保険期間を5年(払込方法は一時払)でご契約される場合は、自動継続方式*1をお選びいただけます。*2初回のご契約の際にお選びいただいた自動継続後のご契約の払込方法および保険期間で自動的に継続いたします。

***1** 保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。

***2** ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。



- 各ご契約の満期日までに、「ご契約者から継続しない旨のお申出」または「弊社からご契約者へ継続しない旨の通知」がない限り、ご契約は自動的に継続されます。
- 自動継続後のご契約は、保険期間、払込方法、建物の評価額・支払限度額（保険金額）を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期日までに事前に、自動継続後のご契約内容をご案内いたします。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については継続日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。
- 自動継続後のご契約の保険料は、継続日時点の保険料率および割引率等を適用します。したがって、自動継続後のご契約の保険料は、継続前のご契約の保険料と異なる場合があります。

❗金融機関によっては5年後の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、改めて口座振替依頼書をご提出いただき、再度口座設定をしたうえで、翌月に口座へご請求します。

金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約をされるお客様へ

金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用）によるご契約の場合は、申込書等に記載の自動継続終了年月日を限度に自動継続いたします。自動継続終了年月日は初回のご契約の始期日時分の賦払償還債務（住宅ローン等）の完済予定年月を基に決定されます。

※本特約が失効する場合、保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)は停止となり、自動継続されません。





Handwriting practice lines for page 29. The page contains 20 horizontal dashed lines for writing practice.



Handwriting practice lines for page 30. The page contains 20 horizontal dashed lines for writing practice.

ご契約のしおり(約款)・保険証券の発行について

「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券」の発行方法について、以下のいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり(約款)	「Web約款(ご契約のしおり(約款)を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」
保険証券	「Web証券(保険証券を発行せずにご契約内容を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)*1」または「書面での発行」

*1 質権付契約で「Web証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき保険証券については書面で発行します。

「Web証券」をご選択いただいたお客様は、弊社ホームページ内のマイページでご契約内容をご確認いただくことになりますので、ご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ*2」をお送りします。大切に保管してください。

*2 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を添付します。

●ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

また、詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社にご請求ください。

※「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。

※「あんしんフルカバー」は、建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約付帯の住まいの保険および地震保険のペットネームです。

※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、マイページをご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

！ご注意
住宅修理サービスなどの
トラブルにご注意ください！

「保険が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または弊社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。



事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-720-110

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



<取扱代理店>

株式会社 リそな銀行

株式会社 埼玉りそな銀行

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

※お問い合わせはジェイアンドエス保険サービス株式会社にて承ります。

東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 〒103-0025
(東京) TEL.03-3668-8070

この保険商品は、株式会社りそな銀行もしくは株式会社埼玉りそな銀行のいずれか1社または両社と、ジェイアンドエス保険サービス株式会社が共同して取扱代理店となります。また、上記に加え他の代理店が共同代理店に追加される場合があります。

<幹事引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区大手町2-6-4

常盤橋タワー27階 〒100-8050

担当課: 金融法人部営業第一室

TEL: 03-6704-4068



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。